

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第59号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年1月12日 09時00分ごろ	
発生場所	関門港下関区 山口県下関市所在の彦島大橋橋梁灯（C1灯）から真方位086°100m付近 （概位 北緯33°57.2′ 東経130°54.4′）	
事故等調査の経過	平成24年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 <small>じんえい</small> 仁栄丸、19トン YG2-7880（漁船登録番号）、有限会社仁田屋仁栄丸	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底キール部に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、船長が操舵室右舷側の甲板の上に立って遠隔操縦装置による操船を行いながら、関門港下関区の小瀬戸を出航していた。 船長は、小瀬戸出入口付近の水路の右舷側には、陸岸まで続く浅礁域が存在することを承知していたが、目測のみで陸岸との距離を隔てて船位を確認せずに航行していたところ、平成24年1月12日09時00分ごろ浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約60cm	
その他の事項	海図によれば、本事故発生場所付近には、水深0.2mの孤立岩を含む浅礁域が存在する。 船長は、小瀬戸の通航経験が過去に数十回あり、いつも目測で右舷方の陸岸との距離を隔てて航行して乗り揚げなかったことから、今回も乗り揚げることはないと思っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、関門港下関区の小瀬戸を出航中、船長が、小瀬戸出入口付近の水路の右舷側から陸岸まで続く浅礁域の存在を承知していたが、陸岸との距離を目測して正確な船位を確認せずに航行していたことから、浅礁域に進入して浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門港下関区の小瀬戸を出航中、船長が陸岸との距離を目測して正確な船位を確認せずに航行していたため、浅礁域に進入し	

	て浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浅所が存在する水域を出入航する場合には、GPSプロッター等を使用して正確な船位の確認を行うこと。</li></ul>